

平成 30 年度における検討方針・課題（案）

平成 30 年度における重点課題、特定調達品目及びその判断の基準等の見直しに係る検討方針等の概要は、以下のとおり。

1. 重点検討事項

以下の（１）及び（２）については、本年度に引き続き、重点検討事項として位置づけ、検討を実施するものとする。また（３）については、特に、環境政策的な観点から、次年度において重点的に検討すべき事項とするものであり、（１）のグリーン購入法のあり方の検討における基本的な考え方の見直しの必要性に係る検討と併せ、重点的に検討を実施するものとする。

（１）グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

- ✓ グリーン購入法は、平成 13 年 4 月の完全施行から本年度末で 17 年が経過するところ。
- ✓ グリーン購入法の担うべき役割の再整理を行うため平成 28 年度から特定調達品目検討会プレミアム基準の活用に係る専門委員会において、下記 2 つの論点から現行制度の課題抽出、当該課題の解決方策等に関する議論を実施しているところである。
 - より環境性能の高い製品・サービスの調達に向けた論点
 - 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点
- ✓ 平成 30 年度は、本年度までの検討結果等を踏まえ、グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方について、基本的考え方の見直しをはじめ、より具体的な検討を行う。
- ✓ なお、市場の更なるグリーン化を図るとともに、調達側・供給側双方にとって目指すべき方向性を示すため、プレミアム基準を積極的に活用するための方策については、従前に引き続き、検討を実施するものとする。

（２）木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る検討

- ✓ 本年 5 月「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）」が施行された。
- ✓ クリーンウッド法の対象製品については、クリーンウッド法に則し、また木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに準拠した形で合法性の確認を行うこととし、今般の基本方針に改定に反映したところである。

- ✓ 一方、クリーンウッド法の対象製品以外については、現段階において関係業界において議論が進んでおらず、調達者が物品を購入することができなくなるという可能性もあることから反映を行わなかった。
- ✓ このため、平成 30 年度も引き続き、クリーンウッド法の対象製品以外への反映等について、市場動向を勘案しつつ検討を行い適切な対応を行っていく。

(3) 次世代自動車の率先導入に関する検討

- ✓ 平成 28 年 5 月に閣議決定された政府実行計画¹における公用車の導入に係る目標として「2030 年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努めることとする。2020 年度の間目標として、政府全体で公用車の 4 割程度を次世代自動車とすることとされているが、現状 1 割程度にとどまっている。
- ✓ このため、次世代自動車の率先的な調達について、グリーン購入法における取組について検討を行うものとする。

2. 基本方針の追加・見直し等について

(1) 平成 30 年度新規提案募集

- ✓ 特定調達品目の追加や判断の基準等の見直しの参考とするため、物品、役務及び公共工事について、提案募集を実施する予定（5 月～6 月上旬を目途に募集開始）。
- ✓ 本年度の提案募集においては、環境負荷低減に寄与する技術や品目の提案を求めており、次年度の提案募集においても、引き続き実施する。
- ✓ 平成 29 年度に引き続き、地球温暖化対策のように、環境政策面から重点的に提案を求める事項について、提案募集を実施するものである。
- ✓ 併せて、見直しスケジュールに示した見直し対象品目についても、その判断の基準等の見直しに係る提案を求める形で提案募集を実施するものとする。

(2) 現行の基準等の見直し等に係る検討

- ✓ 平成 26 年度より特定調達品目及びその判断の基準等の改定等に当たっては、5 カ年の計画的な見直しスケジュールに基づき実施することとされた。
- ✓ 平成 30 年度は、本年度の判断の基準等の改定等を踏まえ、資料 5 別紙の見直しスケジュールに示した 16 品目について判断の基準等の見直しを実施する予定である。主な見直し対象品目及びその内容は以下のとおり。
- ✓ なお、本検討会における意見・指摘事項、環境政策の観点から広く普及を図る

¹ 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）

必要がある品目や重視すべき観点等については、分野横断的な検討を含め、平成 30 年度における見直しに適切に反映するものとする。

① 紙類

- ✓ 紙類については、平成 25 年度に古紙の定義等に係る専門委員会を設置し、主に次の 3 点について検討を実施した。
 - グリーン購入法における古紙の定義及び古紙パルプ配合率の定義
 - 総合評価指標における竹パルプの位置づけ
 - 総合評価指標における「その他持続可能性を目指した調達方針に基づいて使用するパルプ」の重み付け
- ✓ 平成 25 年度の検討から、5 年が経過しており、紙類における持続可能性に関する考え方、グリーン購入法の判断の基準を満たす製品の市場動向等を踏まえ、新たな品目の追加、対象品目の見直しや判断の基準等の見直しの必要性について検討を行うものとする。

② 画像機器等（プロジェクタ）

- ✓ プロジェクタについては平成 22 年度にプロジェクタ分科会を設置し、平成 23 年度から特定調達品目として追加を行い、判断の基準として製品重量、省エネルギー等を設定したところである。
- ✓ その後 8 年が経過したところであり、近年は光源として従前の水銀ランプに替えて、LED やレーザー等の固体光源を使用した製品の流通も増加している。このため、上市されている製品のエネルギー性能、固体光源を使用した製品の特性、国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等について検討を実施するものとする。

③ ヒートポンプ式電気給湯器

- ✓ ヒートポンプ式電気給湯器については平成 16 年度に特定調達品目として追加された。その後、家庭用の電気給湯器については、省エネルギー基準の見直し等を実施したところであるが、業務用の電気給湯機については大きな見直しは行われていない。
- ✓ このため、業務用の電気給湯器の冷媒（フロン類）の転換状況や今後の見込み、国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等について検討を実施するものとする。

④ 太陽熱利用システム

- ✓ 太陽熱利用システムについては、グリーン購入法施行時から対象となっている

品目である。平成 20 年度に当該品目に係る分科会を設置し、判断の基準等の見直しを実施した。

- ✓ その後 10 年が経過していることから、国等の機関における調達実績、市場動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しについて検討を実施するものとする。
- ✓ なお、本年度の見直しにおいて、太陽光発電システムの改定に併せ、情報開示項目に係る軽微な記載を追加したところである。

⑤ 食堂、庁舎等において営業を行う小売業務（役務）

- ✓ 食堂については平成 14 年度に、庁舎等において営業を行う小売業務については、平成 19 年度に特定調達品目としてそれぞれ追加された。
- ✓ その後、食堂についてリユース食器の使用を追加して以降、判断の基準については大きな見直しは行われていない。
- ✓ このため、国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等について検討を実施するものとする。

（３）その他の見直し内容

① 経過措置設定品目

上記の見直し対象品目を含め、経過措置を設定している品目²について、製品の供給状況等を踏まえ、経過措置の終了の可否について適切に判断するものとする。

② 配慮事項の見直し

平成 30 年度の見直し対象品目を中心として、設定されている配慮事項について可能な限り定量化又は明確化を図るとともに、判断の基準への格上げについても検討を実施するものとする。

③ プレミアム基準の活用

現行のプレミアム基準策定ガイドラインに記載されているプレミアム基準の考え方や設定例のうち、判断の基準等の見直しに適用可能な考え方、設定例がある場合については、可能な限りその内容を判断の基準等の見直しに活用するものとする。

3. グリーン購入の普及促進

グリーン購入の普及促進に向けて、調達者が各特定調達品目の調達に当たって確認すべき項目や判断の基準等について解説した「グリーン購入の調達者の手引き」への品目の追加・記載内容の変更等の改定を実施するとともに、取組マニュアルやガイドラインの整備、地方ブロック別説明会等を活用した地方公共団体（特に町村）や事業

² 経過措置を設定している品目は、テレビジョン受信機、カーテン、布製ブラインド、加煙試験

者等への普及・啓発に、引き続き取り組むものとする。

併せて、本年度中に改定を予定している「プレミアム基準策定ガイドライン(本編)」及び同ガイドラインの別冊として作成する「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン」の普及促進に引き続き努めるものとする。